

報 告 第 7 号

専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年5月17日提出

新居浜市長 石川 勝 行

新居浜市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

写

処 分 書

専 決 第 4 号

新居浜市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定について

新居浜市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和3年3月31日

新居浜市長 石川 勝 行

新居浜市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

(新居浜市税賦課徴収条例の一部改正)

第1条 新居浜市税賦課徴収条例(昭和25年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「及び扶養親族」を「及び扶養親族(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」に改める。

第32条第1号中「扶養親族」を「扶養親族(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。)」に改める。

第36条の3の2第4項中「所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に、「次条第4項」を「次条第4項及び第53条の9第3項」に改める。

第36条の3の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改め、同条第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。

第53条の8第1項第1号中「本条、次条第2項及び」を「この条、次条第2項及び第3項並びに」に改める。

第53条の9に次の2項を加える。

- 3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。
- 4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

第 8 1 条の 4 第 1 号及び第 2 号中「同条第 4 項」を「同条第 4 項又は第 5 項」に改める。

附則第 5 条第 1 項中「及び扶養親族」を「及び扶養親族（年齢 1 6 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」に改める。

附則第 6 条中「令和 4 年度」を「令和 9 年度」に改める。

附則第 1 0 条の 2 第 3 項中「附則第 1 5 条第 2 6 項」を「附則第 1 5 条第 2 3 項」に改め、同条第 4 項中「附則第 1 5 条第 2 7 項第 1 号」を「附則第 1 5 条第 2 4 項第 1 号」に改め、同条第 5 項中「附則第 1 5 条第 2 7 項第 2 号」を「附則第 1 5 条第 2 4 項第 2 号」に改め、同条第 6 項中「附則第 1 5 条第 2 7 項第 3 号」を「附則第 1 5 条第 2 4 項第 3 号」に改め、同条第 7 項中「附則第 1 5 条第 2 8 項第 1 号」を「附則第 1 5 条第 2 5 項第 1 号」に改め、同条第 8 項中「附則第 1 5 条第 2 8 項第 2 号」を「附則第 1 5 条第 2 5 項第 2 号」に改め、同条第 9 項中「附則第 1 5 条第 3 0 項第 1 号イ」を「附則第 1 5 条第 2 7 項第 1 号イ」に改め、同条第 1 0 項中「附則第 1 5 条第 3 0 項第 1 号ロ」を「附則第 1 5 条第 2 7 項第 1 号ロ」に改め、同条第 1 1 項中「附則第 1 5 条第 3 0 項第 1 号ハ」を「附則第 1 5 条第 2 7 項第 1 号ハ」に改め、同条第 1 2 項中「附則第 1 5 条第 3 0 項第 1 号ニ」を「附則第 1 5 条第 2 7 項第 1 号ニ」に改め、同条第 1 3 項中「附則第 1 5 条第 3 0 項第 2 号イ」を「附則第 1 5 条第 2 7 項第 2 号イ」に改め、同条第 1 4 項中「附則第 1 5 条第 3 0 項第 2 号ロ」を「附則第 1 5 条第 2 7 項第 2 号ロ」に改め、同条第 1 5 項中「附則第 1 5 条第 3 0 項第 2 号ハ」を「附則第 1 5 条第 2 7 項第 2 号ハ」に改め、同条第 1 6 項中「附則第 1 5 条第 3 0 項第 3 号イ」を「附則第 1 5 条第 2 7 項第 3 号イ」に改め、同条第 1 7 項中「附則第 1 5 条第 3 0 項第 3 号ロ」を「附則第 1 5 条第 2 7 項第 3 号ロ」に改め、同条第 1 8 項中「附則第 1 5 条第 3 0 項第 3 号ハ」を「附則第 1 5 条第 2 7 項第 3 号ハ」に改め、同条第 1 9 項中「附則第 1 5 条第 3 4 項」を「附則第 1 5 条第 3 0 項」に改め、同条第 2 0 項中「附則第 1 5 条第 3 8 項」を「附則第 1 5 条第 3 4 項」に改め、同条第 2 1 項中「附則第 1 5 条第 3 9 項」を「附則第 1 5 条第 3 5 項」に改め、同条第 2 2 項を削り、同条第 2 3 項中「附則第 1 5 条第 4 7 項」を「附則第 1 5 条第 4 2 項」に改め、同項を同条第 2 2 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

2 3 法附則第 1 5 条第 4 6 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 1 と

する。

附則第 1 1 条の見出し中「平成 3 0 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改める。

附則第 1 1 条の 2 の見出し中「令和元年度又は令和 2 年度」を「令和 4 年度又は令和 5 年度」に改め、同条第 1 項中「令和元年度分又は令和 2 年度分」を「令和 4 年度分又は令和 5 年度分」に改め、同条第 2 項中「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」を「令和 4 年度適用土地又は令和 4 年度類似適用土地」に、「令和 2 年度分」を「令和 5 年度分」に改める。

附則第 1 2 条の見出し中「平成 3 0 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、同条第 1 項中「平成 3 0 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に、「加算した額」を「加算した額（令和 3 年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「平成 3 0 年度から令和 2 年度までの各年度分」を「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「平成 3 0 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改める。

附則第 1 3 条の見出し中「平成 3 0 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、同条中「平成 3 0 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に、「得た額）」を「得た額。以下この項において同じ。）」に、「得た額を」を「得た額（令和 3 年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）を」に改める。

附則第 1 5 条第 1 項中「平成 3 0 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、同条第 2 項中「令和 3 年 3 月 3 1 日」を「令和 6 年 3 月 3 1 日」に改める。

附則第 1 5 条の 2 中「同条第 4 項」を「同条第 4 項又は第 5 項」に、「令和 3 年 3 月 3 1 日」を「令和 3 年 1 2 月 3 1 日」に改める。

附則第 1 5 条の 2 の 2 第 2 項中「同条第 2 項」を「同条第 2 項又は第 3 項」に、「同条第 4 項」を「同条第 4 項又は第 5 項」に改める。

附則第 1 6 条第 1 項中「第 5 項」を「第 8 項」に改め、同条第 2 項中「については、当該軽自動車は平成 3 1 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号

指定を受けた場合には令和２年度分の軽自動車税の種別割に限り」を「については」に改め、同条第３項中「この項及び次項」を「この条」に、「については、当該ガソリン軽自動車」が平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和２年度分の軽自動車税の種別割に限り」を「については」に改め、同条第４項中「については、当該ガソリン軽自動車」が平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和２年度分の軽自動車税の種別割に限り」を「については」に改め、同条に次の３項を加える。

６ 法附則第３０条第２項第１号及び第２号に掲げる３輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第８２条の規定の適用については、当該軽自動車」が令和３年４月１日から令和４年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和４年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車」が令和４年４月１日から令和５年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和５年度分の軽自動車税の種別割に限り、第２項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

７ 法附則第３０条第７項の規定の適用を受ける３輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第８２条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車」が令和３年４月１日から令和４年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和４年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車」が令和４年４月１日から令和５年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和５年度分の軽自動車税の種別割に限り、第３項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

８ 法附則第３０条第８項の規定の適用を受ける３輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第８２条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車」が令和３年４月１日から令和４年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和４年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車」が令和４年４月１日から令和５年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和５年度分の軽自動車税の種別割に限り、第４項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、

それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条の2第1項中「第5項」を「第8項」に改める。

附則第25条に次の1項を加える。

- 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

(新居浜市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 新居浜市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第5条のうち、新居浜市税賦課徴収条例第94条第4項の改正規定中「同条第4項中「製造たばこ」を「同条第4項中「製造たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。））」に改める。

第3条 新居浜市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（令和2年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、新居浜市税賦課徴収条例第48条第10項の改正規定中「第321条の8第52項」を「第321条の8第60項」に、「同条第52項」を「同条第60項」に改め、同条第16項の改正規定中「第321条の8第61項」を「第321条の8第69項」に改める。

第2条のうち、新居浜市税賦課徴収条例第50条第4項の改正規定中「又は第31項」を「又は第31項」に、「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改める。

第2条のうち、新居浜市税賦課徴収条例第52条の改正規定中「第52条第4項」を「第52条第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項」に改める。

第2条のうち、新居浜市税賦課徴収条例附則第3条の2第2項の改正規定の次に次のように加える。

附則第4条第1項中「により第52条第1項及び第4項」を「により第52条第1項」に、「提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された

法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を「提出期限」に、「に係る第52条第1項及び第4項」を「に係る第52条第1項」に改め、同条第2項中「算定期間又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を「算定期間」に改める。

(新居浜市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第4条 新居浜市固定資産評価審査委員会条例(昭和38年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第4条第4項を削り、同条中第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第8条第5項中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改める。

(新居浜市都市計画税条例の一部改正)

第5条 新居浜市都市計画税条例(昭和41年条例第25号)の一部を次のように改正する。

附則第2項(見出しを含む。)中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改める。

附則第3項(見出しを含む。)中「附則第15条第39項」を「附則第15条第35項」に改める。

附則第4項(見出しを含む。)中「附則第15条第47項」を「附則第15条第42項」に改める。

附則第6項の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に、「加算した額」を「加算した額(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」に改める。

附則第7項及び第8項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改める。

附則第9項及び第10項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第11項の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年

度から令和５年度まで」に、「得た額）」を「得た額。以下この項において同じ。）」に、「得た額を」を「得た額（令和３年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）を」に改める。

附則第１３項中「第１３項、第１８項から第２２項まで、第２４項、第２５項」を「第１０項、第１５項から第１９項まで、第２１項、第２２項、第２６項」に、「、第３３項」を「、第３３項から第３５項まで」に、「から第４４項まで、第４７項若しくは第４８項」を「若しくは第４３項」に改める。

附 則

（施行期日）

第１条 この条例は、令和３年４月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- （１）第１条中新居浜市税賦課徴収条例附則第６条の改正規定 令和４年１月１日
- （２）第１条中新居浜市税賦課徴収条例第２４条第２項、第３２条第１号及び第３６条の３の３第１項の改正規定並びに同条例附則第５条第１項の改正規定並びに次条第３項の規定 令和６年１月１日
- （３）附則第３条第４項及び第５項の規定 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和３年法律第 号）附則第１条第２号に掲げる規定の施行の日
- （４）第１条中新居浜市税賦課徴収条例附則第１０条の２第２３項を同条第２２項とし、同項の次に１項を加える改正規定（第２３項に係る部分に限る。） 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和３年法律第 号）の施行の日
（市民税に関する経過措置）

第２条 第１条の規定による改正後の新居浜市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）第３６条の３の２第４項の規定は、この条例の施行の日（以下この条及び附則第４条第１項において「施行日」という。）以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日以前に行った第１条の規定による改正前の新居浜市税賦課徴収条例（次項において「旧条例」という。）第３６条の３の２第４項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

２ 新条例第３６条の３の３第４項の規定は、施行日以後に行う新条例第３６条の３の

2 第4項に規定する電磁的方法による新条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

3 新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号。第5項において「改正法」という。)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項及び第4項において「旧法」という。)附則第15条第8項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)の施行の日から令和3年3月31日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に旧法附則第15条第41項に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条第41項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条第41項に規定する機械装置等(以下この項において「機械装置等」という。)(中小事業者等が、同条第41項に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第41項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第26号)の施行の日から令和3年3月31日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に旧法附則第64条に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)

が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する家屋及び構築物（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により家屋及び構築物を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する家屋及び構築物を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該家屋及び構築物を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 5 新条例附則第10条の2第25項の規定は、令和3年4月1日以後に改正法第1条の規定による改正後の地方税法附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が当該特例対象資産のうち、機械及び装置、工具、器具及び備品並びに同条に規定する建物附属設備にあつては生産性向上特別措置法の施行の日以後、家屋及び構築物にあつては地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）の施行の日以後に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、令和3年4月1日以後にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日（当該施行の日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

（軽自動車税に関する経過措置）

- 第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

- 2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第 5 条 第 5 条の規定による改正後の新居浜市都市計画税条例の規定は、令和 3 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 2 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。